経済産業大臣　梶山　弘志　様

土砂災害の危険、生活水の汚濁が危惧される三大明神風力発電事業計画の中止を求める要望書

遠野町の環境を考える友の会　会長 佐藤吉行

いわき市遠野町入遠野字天王73－1　電話070ｰ2025-4106

本年１月５日、「（仮称）三大明神風力発電事業」の環境影響評価書が公示されました。

本事業計画は事業予定地が土石流危険渓流や山地災害危険地区に指定された尾根部に計画されており、様々な環境への影響が考えられます。遠野町の環境を考える友の会では、土砂災害の危険や生活水の汚濁の心配が避けられない問題として、地域住民の8割を超える「事業計画に反対する署名」をもって、経産省、環境省、林野庁、福島県、いわき市に事業の中止をお願いしてきたところです。

ところが本評価書では、土地の改変による土砂災害の危険性についての評価項目すらありません。計画段階環境影響配慮事項の段階から「重要な地形及び地質が存在しない」として、非選定としたままです。  
　本事業計画地が、砂防法による砂防指定地、ハザードマッフ゜の土石流危険渓流、福島県指定の土石流危険個所、関東森林局では崩壊土砂流失危険地区に指定されていたにもかかわらず、事業者の現況調査では、このことに全く触れていない評価書となっています。

これらの問題について、準備書に対する知事意見では「充分な地盤調査を追加し、軟弱な地盤、断層の分布、土砂災害危険個所を避けること」、「二ツ石山頂と二ツ石周辺の土地（評価書でのT7の予定地）の改変は極力さけること。」と指摘しています。

また、経産大臣意見は「ほぼ全域が森林法に基づく水源かん養保安林等の保安林、及びいわき市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域に指定されていることに加え、改変区域の一部は山地災害危険地区に指定されている。さらに、対象事業実施区域周辺は、南西側を中心に多くの河川が砂防法に基づく砂防指定地に指定されているなど、土地の改変に慎重を要する地域であることから、土地の改変及び土工量を抑制すべきである。」と指摘しています。

これらの指摘に対して、事業者の対応は知事意見を無視し危険渓流内の事業計画を変えず、経産大臣意には基数を減らし最大級の大型風車を配置する計画と変更するということで対応しようとしましたが、これで土石流の危険が除かれたとはとても思えません。しかも事業者は土砂災害に対する安全対策は全く実施しておりません。住民の一番の心配がここにある事の指摘を受けて、事業説明会資料（2019/6/30）で、「平らな所に作るから安全」と述べただけです。ここには、詳細な調査や専門家の知見、科学的評価はありません。

それどころか評価書の事業計画でみると、土地の改変面積が21.3haと大きく（事業実施区域面積289ha）、特に切土法面2.3haに対して、盛り土法面は5.2haにもなっており、高さも20mを超える計画となっています。これは本事業地域が、「平らな所」どころか、起伏がある尾根部に強引に作業用道路を建設する不安定な工事計画である事を示していると思われます。これまで危険渓流からの土砂災害を心配していたのですが、大量の盛り土そのものが土砂災害の新たな原因になりかねません。

また、評価書の土木工事の項目で「これまで一般的に用いられてきた長方形ヤードの他、細尾根部において、改変面積が縮減できる三角形ヤードを新たに加え」とし、T2,T4,T5,T6,T9は三角形ヤードを採用しています。これは事業者のこれまでの主張「平らな所に作るから安全」と矛盾します。

さらに、評価書では評価項目の選定で、水の汚濁を工事中のみとしています。  
利水状況の把握に関しても、実態の調査すらほとんど行われていません。  
　水の汚濁の予測に関しては、降雨量3mm/hと30mm/hの時の沈砂池出口の計算上の予測値を載せ、調査地点の汚濁の調査と変わらないとしています。危険渓流の最上部での大量の土地改変となる本事業内容では、工事中のみならず、施設の稼働時の予測も欠かせません。

沢の表流水は多くの家庭では命の水です。長時間雨が降り続く条件や異常気象による大きな雨量等による予測が必要と考えます。本評価書で水環境の調査予測が不十分で、再度現況に合わせ最悪の条件の想定を含めた予測が必要と思われます。

土砂災害の危険について事業者が全く検討、評価を実施していないわけですが、行政側の対応を見ると、福島県は準備書で「土砂災害危険個所を避けること」と指摘しながら、これを履行しない事業者を黙認し、砂防指定地が多く存在しながら土砂災害の危険について県独自の評価が有りません。いわき市は保安林解除の申請に対して、「同意」意向を示しましたが、「国県に対して、安全性について工事内容等を審査することを確認しており、市は間接的に安全を確認した」と自らは何もしなかったという事が明らかになりました。さらに、経産大臣が指摘した事業地域が山地災害危険地区に該当している件は、関東森林局による評価となりますが、事業に対する国有林地の利活用申請にたいして、安全性にたいして「環境影響評価法に基づくアセスメントを実施しており、必要な保全措置を講ずる」として、危険を指摘しておきながら、安全評価は評価項目すらないアセスに丸投げという無責任な態度です。

土石流の危険が様々行政から指摘されているのに、事業者、行政共に安全性の評価がなされないまま事業が実施されようとしています。命に係わる災害が起きた時、誰が責任をとってくれるのでしょうか？

以下の要望の実施を強く求めます。

1. 土砂災害の危険、生活水の汚濁・枯渇等が危惧される三大明神風力発電事業計画の中止を求めます